

(その1)

会計	繰越	検算	転記		
㊟	㊟	㊟	㊟	0	

※該当箇所に「✓」を付すこと。

収支報告書

(令和 5 年分)

- 1 政治団体の名称 (ふりがな) 繁栄会 (はんえいかい)
- 2 主たる事務所の所在地 松戸市幸田2-286
- 3 代表者の氏名 宇田 露 桜子
- 4 会計責任者の氏名 岩淵 政史

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ 政 党
☒ その他の政治団体 (後援会等)	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団 体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☒ 2以上の都道府県の区域等
☐ 同一の都道府県の区域内

問合せ先

(担当者) 宇田 賢志

(電話) 050-5217-8295



資金管理団体の指定の有無	
☐ 無	
☒ 有	※以下は指定「有」の場合のみ記入
公職の種類	流山市議会議員
	(現職)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	宇田 露 桜子

(※1) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	
公職の種類	

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 5 年 1 月 1 日 から	
令和 5 年 11 月 13 日 まで	

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消し
をした場合のみ記入すること。

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した
場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

4044910
5/27

定内聯資同全領N
解後窓NN県N通

F1 F2 F3 F4 F5 F6
0

2072

200470

収支の状況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1)	収入総額 (①+②)			195	000
	① (前年からの繰越額)				0
	② (本年の収入額= $A+B+C+D+E+F+G$)			195	000
(2)	支出総額 (表(その13-1)の合計額)			155	110
(3)	翌年への繰越額 ((1)-(2))			39	890

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金額	A	十億	百万	千	円
員数					人

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		金 額			備 考
(ア) 個人からの寄附		十億	百万	千	円
〔うち特定寄附〕					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)					
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕					
イ 政党匿名寄附					
合 計 B (ア+イ)					

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-2)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティー)

政治資金パーティーの名称	金 額				開催 年月日	開催場所 (所在地及び施設名)	備考
	十億	百万	千	円			
ラテン料理をつまみながら飲む会			18	000	R5. 4. 8	繁栄会事務所 松戸市幸田2-286	
この頁の小計			18	000			
合計			18	000			

注意 (1) 収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー (特定パーティー) については、本表のほか表(その10)も提出すること。
(2) 20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入 (売上) を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。
(3) 他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄附者の区分		個 人	
寄附者の氏名	金 額				年月日	住所	職 業	備考
	十億	百万	千	円				
田口 房雄			100,	000	R5. 1. 19	長野県諏訪郡富士見町富士見3101-58	自営業	

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経常経費									
(1)	人件費									
(2)	光熱水費									
(3)	備品・消耗品費									
(4)	事務所費									
小 計 ((1)～(4))										
2	政治活動費									
(1)	組織活動費									
(2)	選挙関係費									
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※									
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費									
	イ 宣伝事業費									
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									
	エ その他の事業費									
(4)	調査研究費									
(5)	寄附・交付金				155,110					
(6)	その他の経費									
小 計 ((1)～(6))					155,110	うち本部・支部間の交付金合計				円
合 計					155,110	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入 (寄付金)	
		☐ 1 組織活動費	☐ 2 選挙関係費	☐ 3 機関紙誌の発行事業費	☐ 4 宣伝事業費			☐ 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
寄付金	十億	百万	千	円	R5. 4. 8	宇田 露 桜子	流山市古間木33番地(運B187街区5)B-202	
寄付金			100,000		R5. 5. 16	宇田 露 桜子	流山市古間木33番地(運B187街区5)B-202	
この頁の小計			155,000					
その他の支出			110					
合 計			155,110					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土地	☐	☒	
イ 建物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☒ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5 月 20 日

政治団体の名称 繁栄会

会計責任者の氏名 岩淵 政史



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和6年5月15日

繁栄会

代表 宇田 露桜子 殿

登録政治資金監査人

宇田 利充



登録番号

第18339号

研修修了年月日 平成21年 6月 29日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、繁栄会令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、領収書等について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、記録が大部分であること等により廣田利充登録政治監査人の事務所(千葉県流山市南流山4-6-16 グラントフェリシア 105)で行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

繁栄会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、繁栄会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上